

昭和二十六年建設省令第三十三号

土地収用法施行規則

第二十八条第二項、第三十七条第四項、第四十二条第一項、第六十五条第三項、第八十三条第七項、第九十四条第三項及び第一百六十六条第二項の規定に基き、土地収用法施行規則を次のように定める。

(証票及び許可証の様式)

第一条 土地収用法（以下「法」という。）第十五条第一項（法第三十五条第三項（法第一百三十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による証票（国土交通省の職員が携帯するものを除く。次項において同じ。）の様式は、別記様式第一とする。

法第十五条第二項の規定による証票の様式は、別記様式第二とする。

法第十五条第一項の規定による許可証の様式は、別記様式第三とする。

法第十五条第二項の規定による許可証の様式は、障害物を伐除しようとする者にあつては別記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者にあつては別記様式第四の二とする。

(事業の説明)

第一条の二 法第十五条の十四（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。

一 会合を開催する場合は、できる限り、事業の認定について利害関係を有する者の参集の便利を考慮して定めること。

二 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地（河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水において事業の施行を予定している場合にあつては、事業の施行を予定する区域。ハにおいて同じ。）の存する地方の新聞紙に公告すること。

イ 起業者の名称及び住所
ロ 事業の種類

ハ 会合の場所及び日時

三 前号イからニまでに掲げる事項を、事業の施行を予定する土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又はこれらにある物件に関して権利を有する者（起業者がその氏名及び住所を知っているものに限る。）でこれらの権利を提供することについての同意をしていないものに対し、文書をもつて通知すること。

四 前項第三号に規定する通知は、会合を開催する日の前日から起算して前八日に当たる日が終わるまでに発しなければならない。

第一条の三 起業者は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、前条第一項の規定による会合を打ち切ることができるものとし、その会合を開催する時において、参加する者がないとき。

二 起業者（その職員又は代理人を含む。）若しくは会合に参加する者の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。

三 会合を開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

四 起業者は、前項の規定により会合を打ち切ったときは、当該会合が予定されていた期間中、同一の規定により会合を打ち切つた旨について、その会場又はその付近の適当な場所に掲示するとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

一 起業者のウェブサイトへの掲載
二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

(事業認定申請書の様式)

第二条 法第十八条第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業認定申請書の様式は、別記様式第五とし、正本一部並びに起業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に一を加えた部数の写を提出するものとする。

第三条 (事業認定申請書の添付書類の様式)

法第十八条第二項各号（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる添付書類は、それぞれ次に定めるところによつて作成し、正本一部及び前条の規定による事業認定申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。

一 法第十八条第二項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付するものとする。

イ 事業計画の概要
ロ 事業の開始及び完成の時期

ハ 事業に要する経費及びその財源

ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由

ホ 収用又は使用的別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

ヘ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

二 法第十八条第二項第二号の起業地を表示する図面は、次に定めるところによつて作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

イ 縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によつて起業地の位置を示すこと。

ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によつて起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

三 法第十八条第二項第二号の事業計画を表示する図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。

四 法第十八条第二項第四号の起業地内に法第四条に規定する土地がある場合の土地に関する調査書の様式は、別記様式第六とし、その土地を表示する図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。

五 法第十八条第二項第四号の土地の管理者又は同項第五号若しくは第六号の行政機関の意見は、書面によるものとし、書面による意見が得られないとき、又は意見がないときは、その事実及び理由を明らかにするものとする。

六 法第十八条第二項第七号の法第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面の様式は、別記様式第六の二とし、第一条の二第一項第二号の規定により公告した新聞紙の当該部分の写しを添付するものとする。

(公聴会の開催請求の手続)

第四条 法第二十三条第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土地理院又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び住所
二 起業者の名称及び事業の種類

(公聴会の開催の手続)

第五条 国土地理院又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

- 起業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る公聴会に出席して意見を述べようとするときは、その旨を、当該通知を受けた日から一週間以内に当該通知をした国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
- 第六条** 法第二十三条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。
- 第七条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称
 - 二 次条第一項の規定による申出の期限
 - 三 意見を述べることができる時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ること
 - 四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項
 - 五 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならぬ。
 - 六 第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者（起業者を除く。）は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。
 - 七 一 氏名及び住所
 - 二 電話番号又は電子メールアドレス（複数の者が共同して申し出る場合にあつては、その代表者（一人に限る。）の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス）
 - 八 三 述べようとする意見の要旨
 - 九 四 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をする希望する場合にあつては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨
 - 十 五 前項第四号の要旨は、その質問の趣旨及び内容がその記述から明らかとなるように記載しなければならない。
 - 十一 六 複数の者が共同して第一項の規定による申出をした場合においては、次条第一項及び第三項の規定による通知は、第一項第二号の代表者に対しても足りる。
 - 十二 七 第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面（同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。）を提出した者（次項の場合にあつては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十二条第二項において同じ。）に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べができる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。
 - 十三 八 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者を制限することができます。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。
 - 十四 九 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によつて公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対する対応として、その旨を通知しなければならない。
 - 十五 第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したもののがあるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十二条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、該申出書の写しを添付するものとする。
 - 十六 第十一条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

- 2 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員を議長として指名したときは、第五条から前条まで及び第十二条の三第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の権限を議長に行わせることができる。
- 3 前項に規定する場合において、議長は、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を、当該公聴会の期間中、携帯しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会の円滑な運営を確保するために必要と認める場合に、その指名する職員（以下この条、第十二条の三及び第五項に規定する権限を行わせることができる。）に第十二条の三第二項及び第五項に規定する権限を行わせることとする。
- 5 議長補助者は、その権限行使する場合においては、その氏名を記載し、かつ、その者の写真を貼付した証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 議長又は議長補助者は、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事の委託を受けた者にその職務の遂行を補助させることができる。
- 第十二条** 公聴会における発言は、議長の許可を得てしなければならない。
- 1 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間をいい、第四項の場合においては、同項の規定による時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。
- 2 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聴くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。
- 3 議長は、前二項の規定にかかるらず、公述人が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる予定の開始時刻又は第二項の規定により議長が指示することとなるべき時刻のいずれか遅い時刻（以下この項において「予定開始時刻」という。）に遅れて公聴会に出席したときは、同条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間から実質遅刻時間（予定開始時刻から当該公述人が公聴会に出席した時刻までの時間）をいい。次項において述べることができる予定の開始時刻又は第二項の規定により議長が指示することとなるべき時刻のいずれか遅い時刻（以下この項において「予定開始時刻」という。）に遅れて公聴会に出席したときは、同条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間から実質遅刻時間（予定開始時刻から当該公述人が公聴会に出席した時刻までの時間）をいい。次項において述べることができる。
- 4 議長は、前項に規定する場合において、実質遅刻時間が第八条第一項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間を超えたときは、当該公述人は、第二項及び第三項の規定による意見の陳述及び質問（以下「意見の陳述等」という。）をすることができない。
- 5 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。
- 第十三条** 議長は、公述人等が、前条第一項及び第三項に規定する範囲を超えて、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に対する応答として発言する場合を除く。）又は不穏當な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。
- 6 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、著しく不穏當な言動をした者を警告する。公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、著しく不穏當な言動をした者は、公聴会の会場から退場させることができる。
- 7 国土交通省又は当該都道府県のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
- 8 公聴会の期日ににおいて、その会場に掲示し、又は公述人等に配付すること。
- 9 第十一条の三 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

(物件調書作成の特例手続等の申出)
第十三条の七 法第三十六条の二第一項第二号の規定により物件調書を作成しようとする場合における同条第二項の申出書は、別記様式第七の四による物件調書作成の特例手続の申出書とする。
2 法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第一項第一号又は第二号の規定により立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書を作成しようとする場合における法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第二項の申出書は、別記様式第七の四の例によるものとする。
(土地調書等に対する異議の申出)
第十三条の八 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る土地調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の五による土地調書に対する異議申出書とする。
2 法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る権利調書又は土石砂れき調書についての法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の五の例によるものとする。
(物件調書等に対する異議の申出)
第十三条の九 法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る物件調書についての同条第六項の異議申出書は、別記様式第七の六による物件調書に対する異議申出書とする。
2 法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第三項の規定による公告に係る立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書についての法第一百三十八条第一項において準用する法第三十六条の二第六項の異議申出書は、別記様式第七の六の例によるものとする。
(土地調書等の様式)
第十四条 法第三十七条第一項の規定による土地調書の様式は、別記様式第八とする。
2 法第一百三十八条第一項において準用する法第三十七条第一項の権利調書又は土石砂れき調書の様式は、別記様式第八の例による。
(物件調書等の様式)
第十五条 法第三十七条第二項の規定による物件調書の様式は、別記様式第九とする。
2 法第一百三十八条第一項において準用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による立木、建物その他土地に定着する物件調書又は物件調書の様式は、別記様式第九の例による。
(裁決申請の請求の手続)
第十五条の二 裁決申請の請求をしようとする者は、別記様式第九の二による裁決申請請求書に、当該裁決申請の請求に係る土地等に関するところに規定する土地の所有者又は関係人であることを証する書面を添附して、これを起業者に提出しなければならない。ただし、裁決申請の請求とあわせて補償金の支払請求をするときは、当該補償金の支払請求に係る土地等に関して自己が同項に規定する土地所有者又は関係人であることを証する書面は添付することを要しない。
(見積りによる補償金の支払請求の手続)
第十七条の四 起業者は、法第四十六条の四第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により自己の見積りによる補償金を支払おうとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を支払の相手方に交付しなければならない。
一 支払に係る土地の所在、地番及び地目等
二 支払に係る権利の種類及び内容
三 支払金額及びその積算の基礎
(法第四十七条の三第一項の書類の様式)
第十七条の六 法第四十七条の三第一項各号（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に定めるところによつて作成し、正本一部及び明渡裁決の申立てに係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写しを提出するものとする。
一 法第四十七条の三第一項第一号ハについては、第十七条第二号イの規定による。なお、裁決申請書の添附書類に記載したものと異なるものがあるときは、その旨及びその理由を明らかにすること。
二 同項第一号ニについては、積算の基礎を明らかにするものとし、法第八十四条规定による裁決申請の手続（明渡裁決の申立ての手続）
第十七条の七 明渡裁決の申立てをしようとする者は、別記様式第十の三の明渡裁決申立書を収用し、委員会に提出しなければならない。
2 起業者以外の者は、明渡裁決の申立てをしようとするときは、前項の明渡裁決申立書に、当該明渡裁決の申立てに係る土地等について自己が土地所有者又は関係人であることを証する書面を添附しなければならない。
(証票の様式)
第十八条 法第六十五条第三項（法第九十四条第六項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）法第一百二十四条第三項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十四条第六項又は法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証票の様式は、別記様式第十一とする。

三 同項第二号ホについては、積算の基礎を明らかにするものとし、法第八十二条、法第八十三条及び法第八十六条（法第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による補償については、金銭に換算した額をあわせて記載するものとする。

第十七条の二 法第四十四条第二項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による補充は、同条第一項の規定により省略された部分の添附書類の全部を提出することによって行なうものとする。

2 起業者は、法第四十四条第二項の規定による補充をしようとするときは、収用委員会に対し、その旨を、書面により通知しなければならない。

(裁決手続開始の決定の公告の方法)

第十七条の三 法第四十五条の一（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、収用委員会が定める方法によつて行なうものとする。

2 その旨を、書面により通知しなければならない。

(補償金の支払請求の手続)

第十七条の四 起業者は、法第四十六条の四第一項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により自己の見積りによる補償金を支払おうとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を支払の相手方に交付しなければならない。

一 支払に係る土地の所在、地番及び地目等

二 支払に係る権利の種類及び内容

三 支払金額及びその積算の基礎

(法第四十七条の三第一項の書類の様式)

第十七条の六 法第四十七条の三第一項各号（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に定めるところによつて作成し、正本一部及び明渡裁決の申立てに係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写しを提出するものとする。

一 法第四十七条の三第一項第一号ハについては、第十七条第二号イの規定による。なお、裁決申請書の添附書類に記載したものと異なるものがあるときは、その旨及びその理由を明らかにすること。

二 同項第一号ニについては、積算の基礎を明らかにするものとし、法第八十四条规定による裁決申請の手続（明渡裁決の申立ての手續）

第十七条の七 明渡裁決の申立てをしようとする者は、別記様式第十の三の明渡裁決申立書を収用し、委員会に提出しなければならない。

2 起業者以外の者は、明渡裁決の申立てをしようとするときは、前項の明渡裁決申立書に、当該明渡裁決の申立てに係る土地等について自己が土地所有者又は関係人であることを証する書面を添附しなければならない。

(証票の様式)

第十八条 法第六十五条第三項（法第九十四条第六項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）法第一百二十四条第三項（法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十四条第六項又は法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証票の様式は、別記様式第十一とする。

(担保の取得及び取りもどしの手続)

第十九条 起業者は、法第八十三条第四項（法第八十四条第三項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第二百二十三条第六項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下第二十二条において同じ。）の規定により、金銭又は有価証券を供託したときは、供託物受入の記載ある供託書を、収用委員会に提出しなければならない。

第二十条 収用委員会は、法第八十三条第五項又は第六項（法第八十四条第三項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第二百二十三条第六項（法第二百三十八条第一項において同じ。）の規定により、金銭又は有価証券を供託したときは、供託物受入の記載ある供託書を、収用委員会に提出しなければならない。

第二十一条 収用委員会は、法第八十三条第五項又は第六項（法第八十四条第三項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第二百二十三条第六項（法第二百三十八条第一項において同じ。）の規定による確認をしたときは、確認証書を土地所有者、関係人又は起業者に交付しなければならない。

2 前項の確認証書には、左に掲げる事項を記載し、収用委員会の会長が署名押印しなければならない。

一 担保を取得する土地所有者若しくは関係人又は担保を取りもどすことができる起業者の氏名及び住所

二 起業者が、工事を完了すべき時期（補償の支払をなすべき時期）までに工事を完了しなかつた事実（補償の支払をした事実）又は補償の義務を免かれた事由

三 土地所有者若しくは関係人が取得する担保の額又は起業者が取りもどすことができる担保の額

四 前条の規定によって提出された供託書の供託番号

第二十二条 法第八十三条第五項の規定によつて、土地所有者又は関係人が担保の全部又は一部を取得し、起業者が補償の義務を免かれることとなる場合においては、収用委員会は、同項前段の規定による確認と同項後段の規定による確認を同時にしなければならない。

第二十三条 法第八十三条第五項前段の規定により、土地所有者若しくは関係人が担保の全部を取得した場合又は同条第六項の規定により起業者が担保の全部を取りもどすことができる場合には、供託規則にて、同条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡し請求するには、供託規則（昭和三十四年法務省令第一号）の手続による外、第二十条の規定による確認証書を供託所に提出しなければならない。

2 法第八十三条第五項前段の規定により、土地所有者又は関係人が担保の一部を取得し、担保の分割払渡をすることとなるときは、収用委員会は、供託規則第三十条第一項に定める書式の支払委託書を供託所に送付しなければならない。この場合においては、法第八十三条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡し請求は、土地所有者、関係人又は起業者が、第二十条の規定による確認証書を供託所に提出してするものとする。

（損失の補償の裁決申請書の様式）
法第九十四条第三項（法第二百二十四条第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした起業者は、法第二百三十三条第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の訴えを提起した場合又は法第二百三十三条第二項の訴訟が終了した場合において、令第一条の十八第三項の規定による通知をするときは、当該通知書に裁判所の旨を証する書面を添附しなければならない。

第二十三条の二 土地収用法施行令（以下「令」という。）第一条の十五の規定による補償金等払渡通知書の様式は、別記様式第十三の二とする。
(令第一条の十八第三項の規定による通知の手続)

第二十三条の三 法第九十六条第四項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした起業者は、法第二百三十三条第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の訴えを提起した場合又は法第二百三十三条第二項の訴訟が終了した場合において、令第一条の十八第三項の規定による通知をするときは、当該通知書に裁判所の旨を証する書面を添附しなければならない。

(補償金等の払渡しのための書留郵便に付すべき支払手段)

第二十三条の四 法第一百条の二第一項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による国土交通省令で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

一 小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九条に規定する銀行が同法第五十三条第一項の支払証をした小切手

二 会計法（昭和二十一年法律第三十五号）第十五条の規定に基づき振り出される小切手

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の六第一項の規定に基づき振り出される小切手

(協議の確認申請書の様式)

第二十四条 法第一百六条第二項（法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書の様式は、別記様式第十二とし、正本一部及び申請に係る起業地の存する市町村の数に一を加えた部数の写を提出するものとする。

第二十五条 同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第二条若しくは法第五条から第七条までの規定のうちいづれか二以上の規定による収用若しくは使用のために、事業の認定の申請、収用若しくは使用の手続の保留の申立て、収用若しくは使用の手続の開始の申立て、収用若しくは使用の裁決の申請、裁決申請の請求、補償金の支払請求、明渡裁決の申立て若しくは協議の確認の申請をする場合又は法第九十四条第二項の規定によつて損失の補償の裁決の申請をする場合は、それぞれ一の申請書、申立書又は請求書によつてすることができる。

(権限の委任)

第二十六条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 国、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は日本郵便株式会社が起業者である事業及び業地が二以上の地方整備局の管轄区域にわたる事業に関する権限

二 前号に規定する事業以外の事業に関する次に掲げる権限

イ 法第一百条の二第一項の規定により書留郵便の方法を定めること。

ロ 法第一百条の二第一項及び令第四条第一項第二号の規定により書留郵便に准ずるものと定めること。

ハ 法第一百二十九条の規定による審査請求に対して裁決をすること。

ニ 法第一百三十一条第一項の規定により公害等調整委員会の意見を聞くこと。

附 则 (昭和二十六年十一月一日から施行する。)

この省令は、昭和二十六年八月一一日から施行する。

附 则 (昭和二十八年八月一一日建設省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 则 (昭和三五年七月一日建設省令第一一号)

この省令は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置されたものとみなす。

附 则 (昭和三七年九月二九日建設省令第二六号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 则 (昭和三九年三月二八日建設省令第九号)

抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 则 (昭和四〇年六月二五日建設省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

起業者の氏名又は名跡	年 月 日	<p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">身 分 証 明 書</p>
<p>右は、土地収用法第十一章第一条第一項の規定により起業者の命令に基いて「土地に立ち入る」ことができる者である」とを記する。 </p>		

年 月 日	被	様式第二（第 全般様式）（字一四四〇六八五・七号）
身 分 証 明 書		
		写 真
		住 所
		氏 名
右は、起業者の命令に基づいて土地に立ち入り、測量又 は調査を行つた者であることを記する。		
起業者の氏名又は名前		
印		

様式第三（第一条関係）

陸地物の没収することができる。この場合においては、占
地者に通知しなければならぬ。

4 前項の規定は、第百四十九条の規定による土地の試験には試
す。このは、陸地物の没収する場合には適用しない。

第十五條

前条規定によつて陸地物を没収しようとする者は又は
土地に耕作等を行つた者又はその身分を示す証明
及び市町村又は都道府県知事の許可證を携帯ししなけれ
ばならない。

3 前二項の規定する場合は許可證及び土地又は書物
の所載する占有者を他の利害関係者の請求があると
きは、立入なければならない。

備考

一 起業者においての職員において通常発行している身分証明
書がある場合は、当該書類の記載をもつて本標準の証明に代え
ることとする。

二 不要な部分は消去する。

様式第三（第一条関係）（昭和二十四年・十一・一施行）

第一章 土地占有許可證

住 所

氏名又は名称

右の者が、左記により、土地取用法第十一条第三項の規定に基
づいて土地に立ち入れるといふことを認める。

記

一 事業の種類

二 立入りの目的

三 立ち入れるといふができる期間

四 立ち入れるといふができる期間

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

都道府県知事

印

備考

一 「立入りの目的」についての測量、地質調査等のふうに
その行為の簡単に記載する。

二 「立入りの目的」がその土地の区画、にじごくなど
の記載した土地台帳の記載によるものとする。但し、登記簿に記
載せられた土地台帳の記載がないとき、又は伝統的にわざる
場合は、登記簿に記載せられた台帳によることが適当などと
きは、都、市、区、町村、大学及び他の名稱によつてよい。

様式第四の二

第
号

障害物伐除許可証

住 所

氏 名

右の者は、左記ごとく、土地取用法第十四条第二項の規定に基

いて障害物を伐除するものである。

記

事業の種類

伐除の目的

障害物の所在する地点

障害物の種類及び数量

障害物の所有者及び占有者の氏名

伐除の方法及び範囲

伐除の時期又は期間

年 月 日

市町村長印

備考

不要の部分を消す。印

様式第四の二 (昭二八九一四・九四)

第
号

土地の試掘等許可証

住 所

氏 名

右の者は、左記により、土地取用法第十四条第一項の規定に基

いて試掘等を行つてゐる。

記

事業の種類

試掘等の目的

試掘等をいたし、必要な土地の面積及び種類

試掘等の種類及び数量

土地の所有者及び占有者の氏名

試掘等の方法及び範囲

試掘等の期間

年 月 日

都道府県知事

印

様式第五 (昭四〇農令三四・平二農令四・令二農令六八・一部改) (昭四〇)

事業認定申請書	年月日	起業者 住 所 氏名又は名称
記		
土地利用法第十六条の規定により、左記による事業の認定を受けるので、申請致します。		
一 起業者の名称	二 事業の種類	四 地方支那課に於ける登録番号
三 起業地	五 「事業の認定を申請する理由」について、その要領を説明するもので、申請致します。	
四 使用の部分	六 「事業の認定を申請する理由」について、その要領を説明するもので、申請致します。	
五 収用の部分	七 「事業の認定を申請する理由」について、その要領を説明するもので、申請致します。	
六 延用の部分	八 「事業の認定を申請する理由」について、その要領を説明するもので、申請致します。	
七 備考	九 「事業の認定を申請する理由」について、その要領を説明するもので、申請致します。	

四 「起業地」については、都道府県、都、市、区、町、村、大字及び字をもつて表す。(い)。
 五 「事業の認定を申請する理由」については、その要領を説明するもので、申請致します。

明に記載して、法第二十一条第一項の規定による申請である旨を記す。(い)。

様式第六 (昭四〇農令三一・昭四〇農令三四・一部改) (昭四〇)

示回答表	備考
ひ町村、市、大字、及現に供している 学の名前	被供給する種類の面積 の面積
下欄	備考

株式第六の二（第二条関係）(平一四四〇年六月一・九二四年六月一・昭和三)

年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

記
土地使用法第十五条の十四の規定により譲り受けた措置は、次のい
おりである。

記

- 一 事業の種類
- 二 説明のための会員を閲覧した場合
- 三 説明のための会員を開催した場合
- 四 説明のための会員の閲覧の公告を行った日及び当該公告を行
つた新聞紙の名称
- 五 第三条の二番（第三号の規定による通知を受けた者の数）
- 六 説明のための会員を参加した場合の概数
- 七 説明のための会員を打ち切った場合においては、その加減
その振替となる余算

株式第六の二（第二条関係）(昭和三一年四月一日・九二四年六月一・昭和三)

年 月 日 起業者 住 所 氏名又は名称

記
本記により、専用又は使用の手続を保留したいので、土地使用
法第三十一条の規定により申します。

記

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 専用又は使用の手続を保留する起業地
- 備考
「専用又は使用の手続を保留する起業地」についてばく都
道府県、都、区、町村、大字及び字をもつて表すといふ。
二 不要の記入は消すといふ。

様式第七の一（第四回令三月・第三回・令二回六月六日・監査印）

様式第七の三（第十三条の六関係）（平一回四月六日・監査印）

手続開始の中止書

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

都道府県知事 殿

左記より、収用又は使用の手続を開始したいので、土地収用

法第三十四条の規定によりて申し立てます。

記

起業者の名称

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

土地収用法第三十六条の第一項の規定によりて土地収用を併成

したいので、同条第二項の規定によりて申し出ます。

記

起業者の名称

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村長 殿

事業の認定の表示の年月日

事業の認定の表示の年月日

起業地

起業者 住 所

氏名又は名称

様式第七の四（第十三条の七関係）

様式第七の四（第十三条の七関係）(平一四四六令八五・准別、今一四)

物件調書作成特例手続の届出書

年月日

起業者 住 所

氏名又は名称

市町村名、段

土地利用法第三十六条の第一項の規定により物件調書を作成

したので、同条第二項の規定により申出します。

記

事業の種類

事業の認定の告示の年月日

事業又は使用の手段を保留した起業地があるときは、手続開始の旨の年月日

総手帳の対象地の所在

当該対象地にある物に関する権利人、起業者

が過失なく知るに足りない事を除く。の数

前項のうち、補償金の目録額が命令で定める額以下の者の教

備考

第六項及び第七項は、特例手続の対象となる第一の土地い

く記載する。

二 不要の部分は消す。

様式第七の五（第十三条の八関係）(平一四四六令八五・准別、今一四)

土地調書に付する裏書き由書

年月日

起業者 住 所

氏名又は名称

段

貴殿が作成しよとする土地調書の記載事項について次のとおり異議があるの。土地利用法第三十六条の第一項の規定に基づいて申出ます。

記

事業の種類

事業の認定の記載の中異議を付しようとする部分の土地の表示

(表番等)

三 前号に掲げる地に属する登記人の地位 (土地所有者又は開

係人の別) 及びその対象物

四 土地調書の記載事項に対する異議の内容

様式第七の六（第十三条の九関係）

様式第八（第十四条関係）

様式第七の六、第十三条の九関係（平一四四〇年六月八日・昭和二年三月一日施行）

物件調書に付する異議申出書

年
月
日

氏名又は名称
住所

氏名又は名称
住所

貴殿が作成しようとする物件調書の記載事項について次のとおり異議がある。土地収用法第三十六条の二第三項の規定に基づいて申出ます。

記

一 事業の種類

二 物件調書の記載中異議を付しようとする部分の物件の表示

三 前号に掲げる物件に関する申出入の地位（物件の所有者又は関係者の別）及びその対象物

四 物件調書の記載事項に対する異議の内容

三 起業地
四 事業の認定の告示の年月日

五 収用文書使用の手続を保留した起業地があるときは、手續開始の告示の年月日

六 土地所有者の氏名及び住所

七 関係人の氏名及び住所

八 土地の所在

地番	地目	権利者又は土地台帳上に登記された地籍	実測地積	収用し、又は借用する土地の面積	うどする土地の面積	所持権及び外の権利	権利者の名	実地の状況

右により、土地収用法第三十六条第一項の規定によつて土地調書を作成する。

起業者

立会人

印

備考
一 土地調書は、土地所有者ごとに作成する。

二 「立会人」の身分については、「土地所有者」、「市町村の職員」等のように記載すること。

樣式第九（第十五条關係）

三一 土地贈与書面に記載事項は、主たる土地所有権者または関係ある人の名前を記載して署名捺印するものとし、第五十一条第三項第四項又は第五項の規定によつて立ち替わった立会人は、その理由を記載して署名捺印するものとす。
五 派付すべき登記済平面図は、繪尺四分の一から八分の一の範囲までらるものとし、取扱又は使用手帳に記入せば、薄い赤色で着色するものとする。

様式第九の二

右に定めり、土地収用法第三十六条第一項の規定によつて物件調書を作成する。

年 月 日

備考
物件調書は、土地所有者にして作成する。」。

立会人 身分及び氏名

印 印

様式第九の一 (昭四・東令四・東院) 令二四六令九八・一號印用

發送申請請求書

年 月 日

請求人 住所
氏名

請求者 殿

記

二 権利の種類及び内容
三 申請を請求します。

土地収用法第二十九条第一項の規定によりて、左記により、我

一 土地の所在、地番及び地図等

右に定めり、土地収用法第三十六条第一項の規定によつて物件調書を作成する。

年 月 日

備考
物件調書は、土地所有者にして作成する。」。

立会人 身分及び氏名

印 印

様式第九の一 (昭四・東令四・東院) 令二四六令九八・一號印用

發送申請請求書

年 月 日

請求人 住所
氏名

請求者 殿

記

二 権利の種類及び内容
三 申請を請求します。

土地収用法第二十九条第一項の規定によりて、左記により、我

一 土地の所在、地番及び地図等

様式第十 (昭四二年六月・令三〇九九八・一號改定)

裁次 申 請 書

年 月 日 事業の認定の告示があつた

年 月 日 地理開始の告示があつた
第三十一条第一項の規定によら、裁次が申請します。

年 月 日 土地収用法

起業者 住 所

氏名又は名称

起業者 殿

土地収用法第四十一条の二第一項の規定によつて、左記とし

り、補償金の支払を請求します。

記

一 土地の所在
地番及び地図等

二 権利の種類及び内容

一 法第四十四条第一項の規定により、添附書類の一項を省略
して申請することとし、その旨を明のうにすむ。

二 不要の部分は消す」といふ。

様式第十の二 (昭四二年六月・令三〇九九八・一號改定)

補償金の請求書

年 月 日

請求人 住 所

氏 名

様式第十一 (昭三・大正六・昭四・昭五・昭六・昭七)

明渡税法申立書
左記のとおり、土地用法第四十一条の二第三項に規定する明渡税法の申立てをいたします。

- 一 記 記者名
- 二 事業の種類
- 三 土地の所在 地番及び地目等
- 四 償利取得税法の「無及び既」の記入があるときは、その年月日

年 月 日 申立人 住 所

氏名又は名称

収用委員会 律中

様式第十一 (昭三・大正六・昭四・昭五・昭六・昭七)

土地収用法第十一
第六十条の二 収用委員会は、必要があると認めるところに
審理又は調査する事務、然れども決定を除く一部
を委嘱しておこなわせることがあります。

右は、土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基いて
左記のものを東京に調査する者であることを証明する。
記 所 在 所
所 在 所
土地又は物件
年 月 日
収用委員会 団

裏

- 2 収用委員会は前項の規定により委任を受けた委員(以下「指名委員」といいます)が必要があると認めるときは、第六十五条规定の範囲内に於ける事務、収用委員会の事務を監督する権限に行なうることになります。
- 3 第六十条の二の規定による調査のため、第六十三条第二項の規定による申立が相應あるときは、又は審理若しくは調査のため必要があるときは、右の各号に掲げる区分をすることができる。
三 現地について土地又は物件を調査すること。
申立が相應あるときは、右の各号に掲げる区分をすることができる。
三 現地について土地又は物件を調査すること。
第六十条の二の規定によつて委員又は委員が土地又は物件を東京に調査する場合においては、その専分を示す旨葉を拂帶し、土地又は物件の占有者、占有人その他の利害關係人の請求があつたときは、これを示さなければならぬ。

様式第十一 (四) 土地所有者・使用者申請書	
裁決申請書	裁決申請者
相手方	相手方住所
土地所有者	土地所有者住所
記	第九条第一項の規定による権利が成立しないかに左記により、裁決申請します。
一	事業の種類
二	損失の事実
三	損害の額及びその占取
四	協議の経過
年月日	年月日
裁決申請者	裁決申請者住所
所	名

様式第十三 (四) 土地所有者・使用者申請書	
起業者	起業者住所
土地所有者	土地所有者住所
関係人	関係人住所
年月日	年月日
日本事業の認定の告示があつた年月日	日本事業の認定の告示があつた年月日
事業に亘りて、該当事業が年月日成立したので、別紙同様書を添え、左記により、確認を申請致ります。	該当事業が年月日成立したので、別紙同様書を添え、左記により、確認を申請致ります。
一	該当事業が皮立した土地の所在、地番、地図及び面積
二	前項の土地所有者及び関係人の氏名及び住所
三	該当事業の種類及びその範囲
四	該当事業の運営の種類及び内容
五	該当事業の運営の期間
年月日	年月日
起業者	起業者住所
所	名
備考	備考
収用委員会	収用委員会
審査	審査

「女實」については、各人別にその内容、内訛及び支拂の方法、時期等を明らかに記載すること。

株式第十三の二 (昭和二十一年四月六日・別紙) 令二四六六六八・一九四〇年四月六日

補償金等払渡通知書

年 月 日

起業者 住 所

氏名又は名称

配当機關 段

土地用法第九十六条第一項の規定によつて、左記のとおり払
い渡すので、通知します。

記

差押えに係る権利の種類

- 一 仮押さえに係る権利の種類
- 二 差押えに係る土地の所在、地番及び地図等
- 三 差押えがされた年月日
- 四 差押えをした機関の名称
- 五 払受額及びその内訳

備考

- 一 補償金等払渡通知書は、差押えの執行又は仮差押えの執行
による権利などに成するといふ。
- 二 不要の部分は消すといふ。